

管理組合の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染再拡大に伴う弊社の対応につきまして

平素より皆様方には、管理業務遂行にご協力を賜り感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスの全国的な再拡大が報道されており、弊社も加盟しておりますマンション管理業協会は、国土交通省の指導を受けて「マンション管理業における新型コロナウイルス等感染症対応ガイドライン」の改訂版を7月20日付で発信しております。

弊社はすでに4月8日付で、皆様に「緊急事態宣言」が発出されるなかでの業務推進の基本方針についてご提示申し上げました。加えて、この度「ガイドライン」の改訂版が出されたことから再度皆様に弊社の業務遂行の基本的な考え方を申し上げるものです。

弊社は、管理組合の皆様の健康と命をお守りするためのサポートと、フロントサポーター（清掃員・管理員）を含む社員の健康と命を守ることが最優先の課題でございます。一方で、在宅勤務等で増加しております「ごみ」の収集等をはじめとするインフラ業務を中止することはできませんので、管理サービスの提供を継続することもまた、弊社の課題でございます。

まずは、弊社の感染対策と管理サービス継続のための取組みの一端を申し上げます。管理サービス継続リスク分散の一環として、4月27日から新横浜にて横浜支店の営業を開始しました。また、管理組合担当フロント職は週一回以上のテレワークの実施、社員の時差出勤と勤務体制の変更、マスク着用や家庭での検温は勿論のこと事務所入室時の検温、対面机間のアクリル板の設置などの対応を行っております。さらに、ご希望のあった組合様にはネットワークによるリモート理事会の開催、ネットワークによる出席も認める総会開催のための規約改正をサポートしております。さらに、点検等の業者に対してもマスク等の着用など、皆様に安心感を持っていただけるよう取り組んでおります。しかしながら今後、政府等から再度「緊急事態宣言」等が発せられた場合は、業務の遅延等が生じる場合もあるかとは存じますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、マンション内で感染者の発生が確認された場合は、「ガイドライン」に基づき、理事長様・理事会へのご報告とご相談を軸に対応いたします。管理業者が、マンション内の感染情報を理事長様に報告することは本人の同意を得なくてもできることが、協会のガイドラインで示されておりますので、二次感染の防止からその事実をご報告とご相談させていただきます。しかし一方で、該当住戸が特定されることで、感染者及び家族への中傷等が生じトラブルが生じる恐れもございます。感染拡大防止と上記のトラブル防止を両立させるべく、保健所など行政機関の指導も受けて業務を遂行いたします。

当分の間、総会や理事会では出席の方々にマスクの着用に加えて、検温と消毒を行っていただきます。非接触型体温計を管理組合様で準備していただくことがベストですが、弊社でも準備しておりますので、会議出席の際には持参いたします。

かつて経験したことのないWITH コロナの状況で、弊社は管理業者としての社会的な責任を果たすことを最大限追求していく所存でございます。皆様におかれましてもご自愛いただきますことと、今後ともご理解とご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

2020年8月1日

管理受託会社

株式会社ビルセンター